



(別紙)

答申第224号

# 答 申 書

令和5年8月

石川県情報公開審査会

## 第1 審査会の結論

石川県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、公文書の不存在を理由として行った2件の非公開決定は、妥当である。

## 第2 審査請求に至る経緯

### 1 公文書の公開請求

審査請求人は、令和4年6月13日付けで、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、公文書の公開請求を行った。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、特定の県立高等学校2校について、公開請求のあった公文書を保有していないとして、令和4年6月28日付でそれぞれ公開請求に係る公文書の全部を公開しないとする公文書不存在決定通知（以下「本件各処分」という。）を行った。

本件各処分には、次のとおり公文書を保有していない理由を付して、審査請求人に通知した。

（公文書を保有していない理由）

健康診断を実施したが、所管する保健所の例年の最終提出期限に合わせ、取りまとめて提出する予定であるため。

### 3 審査請求

審査請求人は、令和4年7月3日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件各処分を不服として、実施機関に対して審査請求を行った。

### 4 審査請求の対象公文書

本件審査請求の対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、当該両高等学校において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び学校保健安全法（昭和33年法律第56号）の規定に基づいて令和4年4月1日から同年5月31日までに教職員及び生徒を対象に実施した健康診断に関し、感染症法第53条の7第1項の規定に基づいて、南加賀保健所に令和4年6月10日までに提出した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号。以下「感染症法施行規則」という。）第27条の5第1項各号に関する資料の表面である。

### 5 諮問

実施機関は、令和4年12月21日付けで、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会に対して、本件審査請求について諮問を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書において述べている本件審査請求の理由等は、次のとおり要約される。

#### 1 審査請求の趣旨

本件各処分を取り消し、本件対象公文書を公開するとの裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

本件対象公文書は感染症法施行規則第27条の5第1項各号に関する資料であり、健康診断実施日を含む月の翌月10日までに、南加賀保健所あてに提出すべき文書である。とりわけ、いわゆる一年生の生徒を対象にした感染症法施行規則第27条の2第1項の各検査は、一般的に、令和4年4月1日から同年5月31日までには、実施されているものと予想している。よって、感染症法施行規則第27条の5第1項第1号から第3号までの事項の資料は、法定の提出期限である令和4年6月10日までには、南加賀保健所に提出されているはずである。

以上から、本件各処分及び「公文書を保有していない理由」の提示は感染症法等の規定に抵触している状態であり、合理的でない。ひいては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第16項に抵触する状態であり、到底信じがたい。本件各処分では、本件対象公文書の特定が不十分である。

なお、実施機関から審査請求人あてに弁明書が送付され、反論書の提出を求めたが、審査請求人から期限までに反論書の提出はなかった。

### 第4 実施機関の弁明要旨

実施機関が弁明書において述べている本件各処分の理由等は、次のとおり要約される。

#### 1 弁明の趣旨

審査請求について棄却するとの裁決を求める。

#### 2 本件各処分の理由

当該両高等学校は、令和4年4月1日から同年5月31日までに、いわゆる一年生の生徒に対して、感染症法第53条の2第4項に定める健康診断を実施したが、所管する保健所である南加賀保健所の例年の最終提出期限に合わせ、年度分を取りまとめて報告する予定だったため、令和4年6月10日までに保健所へ報告しておらず、本件対象公文書を不存在として本件各処分を行ったものである。

本件対象公文書を令和4年6月10日までに報告しなかった理由は次のとおりである。

- ・ 実施した健康診断の結果、当該両高等学校には「発見された結核患者及び結核発病のおそれがあると診断された者」がいなかったこと。
- ・ 実施した健康診断では、当該両高等学校には多数の未受診者が存在し、引き続き健康診断を実施して、感染症法施行規則第27条の5第1項に定める事項を取りまとめる必

要があったこと。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件各処分について、条例の基本的な考え方に基づき、以下のとおり判断する。

### 1 条例の基本的な考え方について

条例第1条では、「地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の公開及び情報提供施策の総合的な推進を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的とする。」と規定している。

また、条例第3条では、「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する県民の権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされないことがないように最大限の配慮をしなければならない。」と規定している。

### 2 本件対象公文書の保有の有無について

#### (1) 高等学校における結核に係る定期の健康診断について

##### ア 定期の健康診断の実施

感染症法第53条の2第1項では、学校の長は、業務に従事する者、当該学校の生徒等に対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならないとされており、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）第12条第1項により、感染症法第53条の2第1項の定期の健康診断を受けるべき者のうち学校において業務に従事する者である教職員については毎年度、生徒については入学した年度に結核に係る定期の健康診断を行わなければならないとされている。

また、感染症法第53条の2第4項では、同条第1項の健康診断の対象者に対して労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）その他の法律等によって健康診断が行われた場合において、その健康診断が感染症法の技術的基準に適合するものであるときは、当該対象者に対して同項の規定による定期の健康診断を行ったものとみなすとされている。

学校保健安全法第13条第1項及び同法第15条第1項では、毎学年定期に生徒及び学校の職員の健康診断を行わなければならないとなっており、生徒については、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第5条第1項により、毎学年、6月30日までに、職員については、同施行規則第12条により、学校の設置者が定める適切な時期に行うものとされている。

労働安全衛生法第66条第1項では、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところに

より、健康診断を行わなければならないとなっており、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第44条第1項により、一年以内ごとに一回、定期的に健康診断を行わなければならないとされている。

## イ 保健所への通報又は報告

感染症法第53条の7第1項では、定期の健康診断の実施者は、定期の健康診断を行ったときは、その健康診断につき、受診者数その他厚生労働省令で定める事項を、管轄する保健所長を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならないとされており、感染症法施行規則第27条の5により、通報又は報告は同条第1項各号に掲げる事項を、一月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに、通報又は報告しなければならないとされている。

これは定期の健康診断について、受診者数等の基礎的情報となる事項を都道府県知事に通報又は報告するよう義務付けるものである。

## (2) 当審査会による事実確認について

当審査会において、実施機関に確認したところ、以下のとおりであった。

### ア 定期の健康診断の実施状況

当該両高等学校においては、入学した年度の生徒及び教職員に対して、学校保健安全法、労働安全衛生法による健康診断が行われ、その健康診断が感染症法の技術的基準に適合するものであったため、感染症法第53条の2第1項の規定による定期の健康診断を行っているものとみなされる。入学した年度の生徒については、令和4年4月1日から同年5月31日までにほとんどの生徒に健康診断を実施していたため、令和4年6月10日時点では、当該両高等学校は受診結果を保有していたが、受診者数等をまとめた文書を作成又は保有していなかった。一方、教職員については、令和4年4月1日から令和4年5月31日までに健康診断を実施していなかった。

### イ 保健所への通報又は報告の実施状況

例年の南加賀保健所が依頼した感染症法第53条の2及び同法第53条の7に基づく健康診断報告書の提出期限は、年度終わりの3月となっており、令和3年度は令和4年3月18日であった。なお、令和4年度の同報告書の提出期限は、令和4年6月10日時点では、当該両高等学校に通知されていなかった。

当該両高等学校によると、当該両高等学校は、従来、かかる健康診断報告書を、南加賀保健所の依頼に基づき、年度終わりの3月までに提出していたが、審査請求人の指摘により、健康診断実施日を含む月の翌月10日までに保健所へ提出しなければならないものと認識したとのことであった。実際、令和3年度においては、生徒分を令和3年7月に教職員分を令和4年3月に提出していた高等学校と、生徒分と教職員分を併せて令和4年3月に報告していた高等学校とがあった。令和4年度も、当該両高等学校は例年

と同様に結核検査結果の年度分を取りまとめて報告する予定であったので、令和4年6月10日までに報告していなかった。

また、実施機関が弁明しているとおり、当該両高等学校とも、令和4年5月31日までに実施した結核検査の結果、「発見された結核患者及び結核発病のおそれがあると診断された者」がいなかったこと、並びに、令和4年5月末時点では、教職員等に多数の未受診者が存在しており、結核検査結果がすべて揃っておらず、引き続き健康診断を実施して、感染症法施行規則第27条の5第1項に定める事項を取りまとめる必要があった。

### (3) 本件対象公文書不存在による非公開決定の適否について

以上を踏まえると、当該両高等学校における感染症法及び感染症法施行規則に基づく事務の施行には適切でないところがあるといわざるを得ないものの、南加賀保健所からの求めに応じて年度終わりの3月までに、感染症法第53条の2及び同法第53条の7に基づく健康診断報告書を作成し、提出していたとの事情を考慮すれば、本件対象公文書が存在しないとする実施機関の主張に、特段不自然な点が認められず、令和4年6月10日までに本件対象文書が実際に作成されていない以上、本件各処分の不存決定については、不合理とは言えない。

## 3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 4 付言

感染症法第53条の7第1項の保健所への通報又は報告は、健康診断の結果等に関する統計的情報が感染症法の目的の達成に必要な基礎的な情報であり、感染症法に係る都道府県行政の基礎となることから、都道府県が統計的情報を把握し、結核の予防に資する事業等に活用しようとするものである。したがって、保健所の依頼に従って報告してきたこと並びに結核患者及び発症の恐れのある者がいなかったことなどの事情があったとしても、法令が定めた期限に遅れることは適切とは言えない。

実施機関では、本件情報公開請求後にすべての県立学校に対して、感染症法等の事務手続きに遺漏がないように周知したとのことであるが、今後は適切に運用されることを望む。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年12月21日	○ 諮問を受けた。(諮問教庶第1064号)
令和4年12月21日	○ 実施機関から弁明書の提出を受けた。
令和5年4月25日 (第338回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和5年5月30日 (第339回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和5年7月4日 (第340回審査会)	○ 事案の審議を行った。